

東庄町住宅取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、東庄町への定住促進及び地域経済の活性化を図るため、東庄町に定住する意思を持って住宅を取得した者に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することについて、東庄町補助金等交付規則（昭和40年東庄町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築住宅 自己の居住の用に供するために町内に新たに建設された一戸建て住宅又は併用住宅（既存建築物を同一敷地内に建て替えたものを除く。）であって、その建設後使用されたことのないものをいう。
- (2) 中古住宅 町内に既存する住宅のうち、過去に住居として使用され、東庄町家屋課税（補充）台帳に登録されているものをいう。
- (3) 定住 相当の期間居住する意思を持って、自己又は同居する者が所有し、又は共有する住宅に住居を定め、かつ、当該住宅の所在地が東庄町の住民基本台帳に登録され、生活の本拠としていることをいう。
- (4) 居住用床面積 専ら人の居住の用に供する部分の床面積をいう。
- (5) 町内建設業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者で、東庄町に事業所を有している者をいう。
- (6) 転入者 町外から転入したもので、転入する前3年間、東庄町の住民基本台帳に登録されたことのない者をいう。
- (7) 自治会等 町内で字又は一定の地域ごとに当該区域内の住民によって組織される区、その他町長が認めた団体をいう。

(対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる新築住宅（以下「対象新築住宅」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 居住用床面積が70平方メートル以上であること。

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項各号に掲げる建築物に該当する場合は、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の交付を受けていること。

2 補助金の交付の対象となる中古住宅（以下「対象中古住宅」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 居住用床面積が70平方メートル以上であること。
- (2) 購入価格（土地代を含む。）が300万円以上であること。
- (3) 3親等内の親族から購入したものでないこと。

（補助対象者）

第4条 この告示により補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、令和7年4月1日以降に対象新築住宅又は対象中古住宅（以下「対象住宅」という。）を取得した者であって、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 補助金の交付申請時において、対象住宅に定住していること。
- (2) 補助金の交付申請時において、世帯の全員が市町村税等を滞納していないこと。
- (3) この告示の規定による補助金を過去に受け取ったことがないこと。
- (4) 補助金の交付後、5年以上継続して、対象住宅に定住すること。
- (5) 自治会等に加入していること。
- (6) 対象住宅の持分が2分の1以上であること。

（補助金額）

第5条 町長は、交付対象者に対し、補助金として30万円を交付するものとする。ただし、過去に東庄町三世代ファミリー定住支援補助金交付要綱により対象住宅の取得に係る補助金の交付を受けている者は10万円とする。

2 町長は、交付対象者が次の各号に該当するときは、当該各号に定める額を前項の補助金の額に加算して交付するものとする。

- (1) 転入者の場合 30万円
- (2) 補助金の交付申請時において、満40歳未満の者又はどちらかが満40歳未満の夫婦 20万円

(3) 町内建設業者の施工による住宅取得の場合 20万円

(交付申請)

第6条 交付対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、東庄町住宅取得補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、対象住宅を取得した日から1年以内に町長に申請しなければならない。

(1) 世帯全員の住民票の写し

(2) 対象住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し

(3) 登記事項証明書等(対象住宅の所有者が分かるもの)

(4) 位置図及び居住用床面積が明らかになる図面又は計算書

(5) 対象住宅の写真(全景が分かるもの)

(6) 転入者にあつては、転入前の市区町村における世帯全員の納税証明書

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するとともに、東庄町住宅取得補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

2 前項の規定による東庄町住宅取得補助金交付(不交付)決定通知書をもって、交付額の確定の通知とみなすものとする。

(交付請求)

第8条 前条第2項の規定により交付額の確定を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、東庄町住宅取得補助金交付請求書(様式第3号)により町長に請求しなければならない。

(交付の取消し等)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前項に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、補助金の額の

全部または一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年7月1日から施行する。